

ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言要綱

(目的)

第1条 この要綱は、仕事と生活の調和の推進に取り組むことを宣言する企業や団体の登録に関する事項を定めて、働く人が仕事と生活の充実を感じ、意欲と能力を十分に発揮できる「仕事と生活の調和」社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における「企業等」とは、次の各号を満たす企業や団体をいう。

- (1) 兵庫県内に事業所があること。
- (2) 前号の事業所において、常時雇用する労働者を有して事業活動を行っていること。
- (3) 第1号の事業所において、仕事と生活の調和の推進に取り組んでいること、あるいは、取り組もうとしていること。

(届出)

第3条 この要綱に基づく宣言をしようとする企業等は、ひょうご仕事と生活センターのホームページ（以下「センターHP」という。）の「宣言届出フォーム（含む「自己診断システム）」により届け出るものとする。これにより難しい場合は、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言書（様式第1号）」にセンターHPのワーク・ライフ・バランスWEB自己診断システムによる「自己診断結果」を添えて、ひょうご仕事と生活センター長（以下、「センター長」という。）に届け出るものとする。

2 前項の宣言書の届け出は、兵庫県内に本社がある企業等にあつては企業等の単位で、兵庫県外に本社がある場合は、事業所単位で行うものとする。

(宣言登録の手続)

第4条 センター長は、前条の規定による届け出があつた場合は、この要綱に合致する内容であることを確認したうえで、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」として登録を行う。

- 2 前項の要綱合致確認については、原則、センターのコーディネーター等の電話又は訪問により確認するものとする。
- 3 センター長は、前1項の規定により登録された企業等に対して登録証（様式第2号）を電子データで交付する。

(宣言企業等の役割)

第5条 前条の規定により登録された企業等（以下、「宣言企業等」という。）は、ひょうご仕事と生活センター（以下、「センター」という。）の支援を受けること等により、仕事と生活の調和の推進に向けての努力を行うものとする。

(センターの役割)

第6条 センター長は、宣言企業等の求めに応じて、必要な支援を行うものとする。

- 2 センター長は、センターのホームページ等を通して宣言企業等の情報を公開・発信していくこととする。

(廃止・変更の届出)

第7条 宣言企業は宣言登録の廃止・変更をすることができる。

- 2 宣言企業等は、前項の廃止・変更をする場合は、ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言登録廃止・変更届出書(様式第3号。以下「廃止・変更届出書」という。)より、センター長に届け出るものとする。

(宣言登録の取消し)

第8条 センター長は、宣言企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項に定めた登録を取消すことができる。

- (1) 虚偽の申請や届出をしたことが認められたとき。
- (2) 労働関係法令に違反する重大な事実が認められたとき。
- (3) 兵庫県内に事業所を有しなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げる事由以外でこの要綱の趣旨・目的にふさわしくない企業等であると認められたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月7日から施行する。
- 2 第8条第1項及び第2項で定めた宣言登録の更新については、当分の間、別に定める方法により行うこともできるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 第7条に規定する宣言登録の期間は、令和3年3月31日以前の宣言企業等についても登録証交付日又は更新日から起算して適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月17日から施行する。